

## 5 三重県測量・調査業務委託に係る資格者認定基準



三重県測量・調査・設計業務委託に係る資格者認定基準  
 平成7年2月16日制定・平成9年4月1日改正・平成15年7月1日改正・平成20年11月1日改正・平成22年4月1日改正・平成24年4月1日改正・  
 平成25年7月1日改正・平成27年4月1日改正・令和元年10月1日改正

| 業務種別   | 作業種別           | 作業における対象者        |                |               | 資格者認定基準   |
|--------|----------------|------------------|----------------|---------------|---|
|        |                | 契約条項<br>(届出者)    | 共通仕様書<br>(資格者) | 検査要領<br>(立会者) |   |
| 測量業者   | 測量作業共通仕様書の業務   | 管理技術者<br>(主任技術者) | 主任技術者          | 主任技術者         | ① 測量士資格取得者  |
| 土木設計業務 | 設計業務委託共通仕様書の業務 | 管理技術者            | 管理技術者          | 管理技術者         | ① 登録部門ごとに別表1の右欄に掲げる要件に該当する技術士(技術士の配置予定登録部門は3部門に限る。)<br>② 建築士法により免許を受け、かつ、建設コンサルタント登録規程の都市計画及び地方計画部門の5年以上の実務経験により登録された1級建築士<br>③ 建設コンサルタント登録規程の各登録部門に10年以上の実務経験により登録された技術士等の技術管理者(①の技術士を除く。また、技術管理者の配置予定登録部門は、登録部門及び別表2に掲げる登録部門と密接に関連のある1部門までとする。)<br>④ その他の資格者<br>(1) 建設環境部門にあつては、衛生工学部門で登録した技術士で、かつ、計量法により環境計量士(濃度関係)の登録をした者又は応用理学部門(選択科目:物理及び化学)で登録した技術士で、かつ、計量法により環境計量士(騒音・振動関係)で登録をした者<br>(2) 下水道部門にあつては、日本下水道事業団法施行令により認定された第1種下水道技術検定合格者で、かつ、5年以上の実務経験者<br>⑤ R C C M資格試験(一社)建設コンサルタント協会の定款第4条第6号に基づくシビルコンサルティングマネージャ資格制度施行規程第4条に規程するものをいう。)に合格した者(ただし、配置予定登録部門は3部門までに限る。) |

| 業種別       | 作業種別   | 作業における対象者                            |                |                | 資格者認定基準  |
|-----------|--|--------------------------------------|----------------|----------------|--|
|           |  | 契約条項<br>(届出者)                        | 共通仕様書<br>(資格者) | 検査要領<br>(立会者)  |  |
| 補償コンサルタント | 土地調査部門<br>① 土地の権利者の氏名及び住所の調査<br>② 土地の所在、地番、地目、面積並びに権利の種類及び内容の調査<br>③ 土地境界確認等 [測量法第3条に規定する測量は含まない。] | 管理技術者<br>(主任技術者)                     | 主任技術者          | 主任技術者          | ① 補償コンサルタント登録規程により各登録部門で補償業務管理者として登録された者<br>② (一社) 日本補償コンサルタント協会が認定する補償業務管理者<br>③ 物件部門のうち建築物に関するものについては、建築士法により登録を受けた建築士事務所の建築士<br>④ その他の資格者及び実務経験者<br>(1) 各補償業務に関し7年以上の実務経験者<br>(2) 補償業務全般の指導監督の実務の経験3年以上を含む20年以上の実務経験<br>(3) 各補償部門において、三重県が発注した補償業務に関して1年以上の実務経験を有する次の各号に該当する資格者<br>ア 土地調査部門 (測量と併せて発注する場合)<br>測量業務の資格者認定基準に該当する測量士<br>イ 土地評価部門<br>不動産鑑定士<br>ウ 物件部門<br>(7) 木造建物調査及び木造特殊建物調査<br>1級、2級及び木造建築士<br>(1) 非木造建物調査又は移転工法及び予備調査<br>1級建築士<br>(7) 簡易な工作物及び立竹木調査 (用地測量と併せて発注する場合。ただし、積算業務を除く。) |
|           | 土地評価部門<br>① 土地評価のための同一状況地域の区分等<br>② 残地等の損失補償の調査等 [不動産の鑑定評価は含まない。]                                  | 管理技術者<br>(主任技術者)                     | 主任技術者          | 主任技術者          |  |
| 用地調査等     | 物件部門<br>① 木造建物、一般工作物、立木等の損失の調査等<br>② 木造建物若しくは非木造建物の特殊建物等の調査等                                       | 管理技術者<br>(主任技術者)                     | 主任技術者          | 主任技術者          | ア 土地調査部門 (測量と併せて発注する場合)<br>測量業務の資格者認定基準に該当する測量士<br>イ 土地評価部門<br>不動産鑑定士<br>ウ 物件部門<br>(7) 木造建物調査及び木造特殊建物調査<br>1級、2級及び木造建築士<br>(1) 非木造建物調査又は移転工法及び予備調査<br>1級建築士<br>(7) 簡易な工作物及び立竹木調査 (用地測量と併せて発注する場合。ただし、積算業務を除く。)   |
|           | 機械工作物部門<br>機械工作物の調査等<br>営業補償・特殊補償部門<br>① 営業補償の調査等<br>② 漁業権等の消滅等の調査等                                | 管理技術者<br>(主任技術者)<br>管理技術者<br>(主任技術者) | 主任技術者<br>主任技術者 | 主任技術者<br>主任技術者 |  |
|           | 事業損失部門<br>事業損失に関する調査等<br>補償関連部門<br>① 意向調査、生活再建調査等<br>② 補償説明等の調整等<br>③ 事業認定申請図書の作成                  | 管理技術者<br>(主任技術者)<br>管理技術者<br>(主任技術者) | 主任技術者<br>主任技術者 | 主任技術者<br>主任技術者 | ※下線部の③及び④(3)が、令和元年10月1日の改正で廃止となります。ただし、経過措置として、令和4年3月31日まで は従前の規定である下線部も有効とします。  |

| 業種      | 業務別    | 作業種別   | 作業における対象者        |                |               | 資格者認定基準  |
|---------|--------|--|------------------|----------------|---------------|--|
|         |        |  | 契約条項<br>(届出者)    | 共通仕様書<br>(資格者) | 検査要領<br>(立会者) |  |
| 地質調査業者  | 地質調査業務 | [コンサルタント業務]<br>地質概査<br>地表地質調査<br>物理探査<br>弾性波探査<br>総合解析 | 管理技術者<br>(主任技術者) | 主任技術者          | 主任技術者         | ① 地質調査業者登録規程の指定する技術部門（選択科目）<br>で登録した技術士<br>② 地質調査業者登録規程により登録された技術管理者（技術士を除く。）  |
|         |        |  | 管理技術者<br>(主任技術者) | 主任技術者          | 主任技術者         |  |
| 建築士事務所等 | 建築設計業務 | 建築設計業務   | 管理技術者<br>(主任技術者) | 主任技術者          | —             | ① 1級建築士、構造設計1級建築士、設備設計1級建築<br>士、2級建築士及び木造建築士<br>② 設備関係における資格者<br>(1) 建築設備資格者として登録された建築設備士<br>(2) (公社) 空気調和・衛生工学会の定める空気調和・<br>衛生工学会設備士として登録された学会設備士 |

別表1

| 登録部門            | 技術上の管理をつかさどる者の要件  |
|-----------------|---|
| 河川、砂防及び海岸・海洋部門  | 技術士法による第2次試験のうち技術部門を建設部門(選択科目を河川、砂防及び海岸・海洋とするものに限る。)又は総合技術監理部門(選択科目を建設一般並びに河川、砂防及び海岸・海洋とするものに限る。)とするものに合格し、同法による登録を受けている者であること。   |
| 港湾及び空港部門        | 技術士法による第2次試験のうち技術部門を建設部門(選択科目を港湾及び空港とするものに限る。)又は総合技術監理部門(選択科目を建設一般並びに港湾及び空港とするものに限る。)とするものに合格し、同法による登録を受けている者であること。   |
| 電力土木部門          | 技術士法による第2次試験のうち技術部門を建設部門(選択科目を電力土木とするものに限る。)又は総合技術監理部門(選択科目を建設一般及び電力土木とするものに限る。)とするものに合格し、同法による登録を受けている者であること。  |
| 道路部門            | 技術士法による第2次試験のうち技術部門を建設部門(選択科目を道路とするものに限る。)又は総合技術監理部門(選択科目を建設一般及び道路とするものに限る。)とするものに合格し、同法による登録を受けている者であること。  |
| 鉄道部門            | 技術士法による第2次試験のうち技術部門を建設部門(選択科目を鉄道とするものに限る。)又は総合技術監理部門(選択科目を建設一般及び鉄道とするものに限る。)とするものに合格し、同法による登録を受けている者であること。  |
| 上水道及び工業用水道部門    | 技術士法による第2次試験のうち技術部門を上下水道部門(選択科目を上水道及び工業用水道とするものに限る。)又は総合技術監理部門(選択科目を上下水道一般並びに上水道及び工業用水道とするものに限る。)とするものに合格し、同法による登録を受けている者であること。   |
| 下水道部門           | 技術士法による第2次試験のうち技術部門を上下水道部門(選択科目を下水道とするものに限る。)又は総合技術監理部門(選択科目を上下水道一般及び下水道とするものに限る。)とするものに合格し、同法による登録を受けている者であること。  |
| 農業土木部門          | 技術士法による第2次試験のうち技術部門を農業部門(選択科目を農業土木とするものに限る。)又は総合技術監理部門(選択科目を農業一般及び農業土木とするものに限る。)とするものに合格し、同法による登録を受けている者であること。  |
| 森林土木部門          | 技術士法による第2次試験のうち技術部門を森林土木部門(選択科目を森林土木とするものに限る。)又は総合技術監理部門(選択科目を森林一般及び森林土木とするものに限る。)とするものに合格し、同法による登録を受けている者であること。  |
| 水産土木部門          | 技術士法による第2次試験のうち技術部門を水産部門(選択科目を水産土木とするものに限る。)又は総合技術監理部門(選択科目を水産一般及び水産土木とするものに限る。)とするものに合格し、同法による登録を受けている者であること。  |
| 廃棄物部門           | 技術士法による第2次試験のうち技術部門を衛生工学部門(選択科目を廃棄物管理とするものに限る。)又は総合技術監理部門(選択科目を衛生工学一般及び廃棄物管理とするものに限る。)とするものに合格し、同法による登録を受けている者であること。  |
| 造園部門            | 技術士法による第2次試験のうち技術部門を建設部門(選択科目を都市及び地方計画とするものに限る。)又は総合技術監理部門(選択科目を建設一般並びに都市及び地方計画とするものに限る。)とするものに合格し、同法による登録を受けている者で、造園部門に係る業務に関し実務の経験を有するものであること。  |
| 都市計画及び地方計画部門    | 1 技術士法による第2次試験のうち技術部門を建設部門(選択科目を都市及び地方計画とするものに限る。)又は総合技術監理部門(選択科目を建設一般並びに都市及び地方計画とするものに限る。)とするものに合格し、同法による登録を受けている者であること。<br>2 建築士法(昭和25年法律第202号)による一級建築士の免許を受けている者で、当該免許を受けた後都市計画及び地方計画部門に係る業務に関し5年以上実務の経験を有するものであること。             |
| 地質部門            | 技術士法による第2次試験のうち技術部門を応用理学部門(選択科目を地質とするものに限る。)又は総合技術監理部門(選択科目を応用理学一般及び地質とするものに限る。)とするものに合格し、同法による登録を受けている者であること。  |
| 土質及び基礎部門        | 技術士法による第2次試験のうち技術部門を建設部門(選択科目を土質及び基礎とするものに限る。)又は総合技術監理部門(選択科目を建設一般並びに土質及び基礎とするものに限る。)とするものに合格し、同法による登録を受けている者であること。   |
| 鋼構造及びコンクリート部門   | 技術士法による第2次試験のうち技術部門を建設部門(選択科目を鋼構造及びコンクリートとするものに限る。)又は総合技術監理部門(選択科目を建設一般並びに鋼構造及びコンクリートとするものに限る。)とするものに合格し、同法による登録を受けている者であること。   |
| トンネル部門          | 技術士法による第2次試験のうち技術部門を建設部門(選択科目をトンネルとするものに限る。)又は総合技術監理部門(選択科目を建設一般及びトンネルとするものに限る。)とするものに合格し、同法による登録を受けている者であること。  |
| 施工計画、施工設備及び積算部門 | 技術士法による第2次試験のうち技術部門を建設部門(選択科目を施工計画、施工設備及び積算とするものに限る。)又は総合技術監理部門(選択科目を建設一般並びに施工計画、施工設備及び積算とするものに限る。)とするものに合格し、同法による登録を受けている者であること。   |
| 建設環境部門          | 技術士法による第2次試験のうち技術部門を建設部門(選択科目を建設環境とするものに限る。)又は総合技術監理部門(選択科目を建設一般及び建設環境とするものに限る。)とするものに合格し、同法による登録を受けている者であること。  |
| 機械部門            | 技術士法による第2次試験のうち技術部門を機械部門(選択科目を機械設計、材料力学、機械力学・制御、動力エネルギー、熱工学、流体工学、交通・物流機械及び建設機械、ロボット又は情報・精密機器とするものに限る。)又は総合技術監理部門(選択科目を機械一般並びに機械設計、材料力学、機械力学・制御、動力エネルギー、熱工学、流体工学、交通・物流機械及び建設機械、ロボット又は情報・精密機器とするものに限る。)とするものに合格し、同法による登録を受けている者であること。 |
| 電気電子部門          | 技術士法による第2次試験のうち技術部門を電気電子部門又は総合技術監理部門(選択科目を電気電子一般及び送配電、電気応用、電子応用、情報通信又は電気設備とするものに限る。)とするものに合格し、同法による登録を受けている者であること。  |

別表 2

登録部門と密接に関連のある部門（技術管理者）

| 登録部門           | 関連部門  |
|----------------|---|
| 道路部門           | 河川、砂防及び海岸・海洋部門、地質部門、トンネル部門、土質及び基礎部門、鋼構造及びコンクリート部門 |
| 河川、砂防及び海岸・海洋部門 | 道路部門、土質及び基礎部門、地質部門                                |
| 下水道部門          | 地質部門  |
| 都市計画及び地方計画     | 造園部門  |
| 地質部門           | 道路部門、河川、砂防及び海岸・海洋部門、下水道部門                         |
| 土質及び基礎部門       | 道路部門、河川、砂防及び海岸・海洋部門、鋼構造及びコンクリート部門                 |
| トンネル部門         | 道路部門、地質部門、土質及び基礎部門                                |
| 鋼構造及びコンクリート部門  | 道路部門、土質及び基礎部門                                     |

※ 1. 三重県建設工事執行規則の施行に必要書類の様式を定める要綱第2号様式設計業務等委託契約書の契約条項にいう管理技術者（共通仕様書及び測量・調査・設計業務検査要領にいう管理技術者又は主任技術者を含む。）は、この資格者認定基準に該当する者とする。  
 2. この資格者認定基準④(3)ア及びウ(ウ)の重複のみ例外とする。

注：下線部は、令和元年10月1日の改正で廃止となります。ただし、経過措置として、令和4年3月31日までは有効とします。

3. 上記の技術者の登録については、別に指定する期間に毎年1回届けなければならない。

4. 上記の登録に生じた場合には、2週間以内に届けなければならない。

この認定基準は平成9年4月1日から施行する。  
 この認定基準は平成15年7月1日から施行する。  
 この認定基準は平成20年1月1日から施行する。  
 この認定基準は平成22年4月1日から施行する。  
 この認定基準は平成24年4月1日から施行する。  
 この認定基準は平成25年7月1日から施行する。  
 この認定基準は平成27年4月1日から施行する。  
 この認定基準は令和元年10月1日から施行する。

